

南相馬市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

南相馬市(以下「甲」という)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙」のとおり)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月22日

甲 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市長

乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号

日本郵便株式会社

常務執行役員 東北支社長

「別紙」

協定対象局一覧

局名	住所	電話番号
小高郵便局	福島県南相馬市小高区上町 1-38	0244-44-3210
鹿島郵便局	福島県南相馬市鹿島区西町 1-30	0244-46-3305
上真野郵便局	福島県南相馬市鹿島区浮田上浮田 92	0244-47-2021
信田沢郵便局	福島県南相馬市原町区信田沢櫛 163-1	0244-22-3801
磐城太田郵便局	福島県南相馬市原町区高大豆柄内 46	0244-22-4752
原ノ町駅前郵便局	福島県南相馬市原町区旭町 2-10	0244-22-3601
原町桜井町郵便局	福島県南相馬市原町区桜井町 1-76-5	0244-22-3701
原町南町郵便局	福島県南相馬市原町区南町 3-138-2	0244-22-3501
原町本町郵便局	福島県南相馬市原町区本町 3-24	0244-22-4001
原町郵便局	福島県南相馬市原町区三島町 1-34	0244-22-3611 (総務部)